



PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業費

平成28年度要求額
3,000百万円 (1,000百万円)

背景・目的

- PCB廃棄物特別措置法（平成13年施行）により、国が中心となってPCB廃棄物処理施設を整備
 - 日本環境安全事業株式会社（JESCO、政府100%出資。現在は中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改組）を設立し、化学処理方式による処理施設の整備に着手
 - PCB廃棄物処理基本計画により、JESCOでの計画的処理完了期限を規定
 - JESCOでの処理完了後、速やかにPCBを除去し、処理施設のある土地を有効に活用できるようにするために、原状回復を行うことが必要
- 処理設備のPCB除去及び土地の原状回復を行うことを確実にするため、JESCOにおいては、必要な費用に充てるための財源を毎年引き当てていく必要がある。

イメージ

特措法施行後

- 地元で反発がある中、国や自治体が協力して丁寧な説明（最初の北九州では100回以上の説明会）を行い、処理施設を整備。
- トランス・コンデンサについて、北九州（H16）、大阪H18）、豊田（H17）、東京（H17）、北海道（室蘭）（H20）事業所を整備
- その後、安定器処理のためプラズマ溶融処理設備を、北九州（H21）、北海道（室蘭）（H25）事業所に整備



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所



東京事業所



北海道（室蘭）事業所

- **施設整備は、PCB処理装置については国費100%で整備、建屋や管理棟はJESCOが自ら資金調達して整備。**

将来の解体撤去

- 北九州事業所の高圧トランス・コンデンサ等の事業終了準備期間が平成31年4月1日から平成34年3月31日までとされており、平成34年以降各事業所の解体撤去が本格化する見込み。
- 処理完了後、地元からは、速やかなPCB除去・原状回復が求められている。
⇒処理施設もPCB汚染物として適正に処分する必要がある。
- 処理費（国費）は非常に多額であるため、計画的に準備する必要がある。
- 監査法人からは、早期の引き当てを求められている。

将来の適正かつ速やかな
PCB除去・原状回復を確実に
するため、JESCOに出資

事業概要

- JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うための資金を出資する。

事業スキーム



期待される効果

- PCB廃棄物処理に係るJESCOの財務基盤を強化し、地域住民の安心を確保した早期処理を実施。
- 処理終了後の設備のPCB除去及び原状回復を確実にかつ速やかに実施。